

## d カード ETC カード特約

### 第1条（本特約の趣旨）

本特約は、d カード利用規約（会員規約）（以下「会員規約」といいます）に定める d カードサービスとして、会員が ETC システムを利用して有料道路の通行料金等を、d カード利用代金として決済するための特約を定めたものです。

### 第2条（定義）

1. 本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。

(1)「道路事業者」東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社又は都道府県市町村である道路管理者のうち、当社が指定する者

(2)「ETC システム」道路事業者が運営する、車両に装着した車載器に ETC カードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステム

(3)「ETC カード」ETC システムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有する IC カード

(4)「車載器」車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置

(5)「路側システム」ETC システムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置

2. 本特約で特に定義されていない用語は、会員が承認済みの会員規約の語句の定義と同様とします。

### 第3条（ETC カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、会員に対し、ETC カードを発行し、これを貸与します。

2. ETC カードは、d カード契約における本会員の届出住所宛に送付する方法により交付します。

3. ETC カードの所有権は当社に属します。ETC カードは、ETC カード表面に印字された会員本人以外は使用してはなりません。

4. 会員は、当該会員用の ETC カードの使用、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって行って下さい。会員は、当該会員用の ETC カードを他人に貸与、譲渡、質入又は寄託してはならず、また、ETC カードを他人に使用させてはなりません。

5. 会員は、車輛の運行に際し、定められた用法に従い、必ず ETC カードの作動確認を行なうものとします。作動に異常がある場合には、ETC カードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。

6. 会員は、会員規約、本特約、道路事業者が別に定める「ETC システム利用規程」及び「ETC システム利用規程実施細則」等を遵守するものとします。

#### 第4条 (ETCカードのご利用)

1. 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、dカードサービスとして、ETCカードを通行料金の支払い手段とすることができます。
2. 前項にかかわらず、会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETCカードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。
3. 会員は、第1項に定める料金所の他、道路事業者等が認める場所において、ETCカードを支払い手段とすることができます。

#### 第5条 (債権譲渡等の承諾)

ETCカードの利用による取引により道路事業者が会員に対して有する債権に関し、会員は、当社と当社が適当と認めた第三者との契約に従い、当該道路事業者から当社に債権譲渡又は当社が当該道路事業者に立替払いすること（この場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）について予め異議なくご承諾いただきます。なお、道路事業者及び当社が適当と認める第三者は、会員に対する個別の債権譲渡の通知又は承諾の請求を致しません。

#### 第6条 (ご利用代金の支払い)

1. 支払手段としてETCカードを利用したことにより、会員が当社に対して負担する債務は、dカード利用代金としてお支払いいただきます。支払いに係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を適用します。ただし、dカードショッピングサービスの支払区分が「自動リボルビング払い」又は「事後リボルビング払い」の場合は、会員規約のリボルビング払いに関する規定（但し、随時リボルビング払いに関する規定を除きます。）を適用します。
2. 前条及び前項にかかわらず、道路事業者又は第三者が会員に対して、直接通行料金の支払を請求した場合、本会員は当該通行料金を支払うものとします。
3. ETCカードの有効期限内におけるETCカード利用によるお支払いについては、ETCカードの有効期限経過後またはETCカードのご利用終了後も本特約及び会員規約を適用するものとします。

#### 第7条 (ご利用枠)

ETCカードは、dカードショッピングサービスの利用枠の範囲内で利用できるものとします。会員がdカードショッピングサービスの利用枠を超えてETCカードを使用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

## 第 8 条 (利用疑義)

当社からの利用代金の請求は、ETC システムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者が作成した請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。

## 第 9 条 (紛失・盗難等)

ETC カードの紛失・盗難等については、会員規約の紛失・盗難等に関する規定を適用します。なお、会員が ETC カードを車内に放置していたことによる紛失・盗難について、当社は会員に重大な過失があったものとみなします。

## 第 10 条 (年会費)

1. 本会員は、当社に対し、入会申込書及びサービスサイト等に記載する当社指定の ETC カード年会費を当社指定の支払方法によりお支払下さい。
2. お支払いいただいた ETC カード年会費は、理由の如何を問わず返還しません。

## 第 11 条 (ETC カードの有効期限と更新)

1. ETC カードの有効期限は、当社が指定します。
2. 前項の有効期限は、ETC カード表面に記載された月の末日までとなります。
3. 会員から ETC カードの有効期限の 2 か月前までに申出がなく、当社が引き続き ETC カードの利用を認める場合には、当社は新しい ETC カード及び新しい特約を会員宛に送付します。
4. 会員は、前項の新 ETC カードを受領したときは、有効期限経過後の従前の ETC カードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。

## 第 12 条 (終了)

1. 会員が ETC カードのご利用を終了される場合は、ETC カードを添え、所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。
2. d カード契約が解約や期間満了等により終了した場合は、会員の ETC カードも同時にご利用いただけなくなります。
3. 家族会員が d カードサービスのご利用を終了される場合は、当該家族会員用 ETC カードも同時にご利用いただけなくなります。

## 第 13 条 (終了時の管理責任)

1. 前条により、ETC カードのご利用が終了したときは、会員は直ちに自己の責任において会員に貸与された ETC カードを切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。ただし、当社が必要と認めたときは、会員は、速やかに ETC カード等当社から貸与された物品を当社に返還し、この場合、返還に要した費用は会員に負担していただ

きます。

2. 会員が前項に違反した場合であって、会員以外の第三者が当該会員の ETC カードを使用したときは、当社は、当該利用を会員本人による利用として取扱い、本会員には、これにより発生する通行料金等を d カード利用代金としてお支払いいただきます。

#### 第 14 条（再発行）

1. ETC カードの再発行については、会員規約のカードの再発行に関する規定を適用します。
2. 前項により ETC カードを再発行する場合、本会員は当社指定の ETC カード再発行手数料をお支払いいただく場合があります。

#### 第 15 条（利用停止措置）

ETC カードの利用停止については、会員規約の利用停止措置に関する規定を適用するものとします。なお、当社は、ETC カードの利用停止の措置による道路上での事故に関し一切責任を負わないものとします。

#### 第 16 条（免責）

1. 当社は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故、ETC システム及び車載器に関する紛議に関しては責任を負わないものとします。
2. 当社が、ETC カードの機能不良に基づく会員の損失、不利益等に関して、新しい ETC カードの提供以外の責任を負う場合であっても、当社が会員に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとします。ただし、当社に故意または重大な過失があるときはこの限りではありません。

#### 第 17 条（道路事業者のサービス）

1. 次の割引サービス（以下「本割引サービス」という）は、道路事業者が提供するものであり、本割引サービスを利用する会員は、道路事業者が別途定める当該サービスに関する利用約款を遵守するものとします。
  - (1) ハイカ・前払残高管理サービス
  - (2) ETC マイレージサービス
2. 本割引サービスに関して生じた問題については、会員と道路事業者間で解決するものとします。当社は、本割引サービスに関して生じた会員の損害について一切責任を負わないものとします。
3. 第 14 条に基づく ETC カードの再発行により、又はカード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく契約を締結していた本会員が、当該契約の解約申込みと同時に行う、「4363」、「5344」、

又は「5365」からはじまるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約）に基づくdカード契約締結の申込み（以下、かかる申込みを「解約新規申込」といいます）によってdカード契約を新たに締結したことにより、ETCカードの会員番号が変更となった場合、本割引サービスまたは道路事業者が実施する有料道路身体障害者割引制度等の登録型割引制度を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、上記により会員番号が変更となったETCカードについては、変更手続きが完了するまでの間、ETCカードの利用が割引（ETCマイレージサービスのポイント付与を含みます）対象とならないことを予め承諾するものとします。

#### 第18条（特約の変更、承認）

本特約の変更については会員規約の変更、承認に関する規定を適用します。

#### 第19条（会員規約の適用）

本特約は、会員規約の一部であり、会員が本特約に違反した場合、当社は当該会員の行為を会員規約の違反とみなします。

2007年4月制定

2013年10月改定

2015年11月改定

2021年1月改定

2023年7月改定